



事務連絡
令和4年3月16日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療課

不妊治療における医薬品の適応外使用に係る
保険診療上の取扱いについて（依頼）

平素より、診療報酬に係る審査支払事務に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第54号）等が公布され、令和4年4月1日より適用されるとともに、不妊治療の保険適用についても、同日より開始されるところです。

診療報酬請求に関する審査に当たり、不妊治療における医薬品の使用に係る「生殖医療ガイドライン」（日本生殖医学会編）で推奨されている以下の①から③までについては、同ガイドラインにおける推奨度や、代替薬の有無等を考慮の上、「保険診療における医薬品の取扱いについて」（昭和55年9月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）を踏まえ、診療報酬明細書の摘要欄に記載されている投与の理由等も参考に、個々の症例に応じて医学的に判断していただくようお願いいたしますので、支払基金の都道府県支部及び都道府県国民健康保険団体連合会に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、当該取扱いについては、「不妊治療に係る診療報酬上の取扱いについて」（令和4年3月16日付け保険局医療課事務連絡）別添の問32において、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）宛て周知していることを申し添えます。

- ① modified natural cycle IVF、又は中等量までの卵胞刺激ホルモン（FSH）製剤とゴナドトロピン放出ホルモン（GnRH）アンタゴニストの投与に基づく mild IVF における、排卵抑制のためのジクロフェナク又はイブプロフェンの使用
- ② 卵巣過剰刺激症候群（OHSS）ハイリスク患者に対する、OHSS 発症予防のためのレトロゾールの使用
- ③ 胚移植における黄体補充での、プロゲスチン製剤との併用におけるエストロゲン製剤の使用